平成２２年（フ）第１８８９７号
神奈川県横浜市緑区いぶき野43番地１
破産者　株式会社八千代モデル工業
１　決定年月日　平成23年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０３９号
東京都大田区萩中１丁目14―５―105、開始決定時の住所東京都品川区西大井６丁目13―９　西大井寮201
破産者　吉良　智恵
１　決定年月日　平成23年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０７０号
埼玉県さいたま市岩槻区加倉１丁目８―15
破産者　秋山　義之
１　決定年月日　平成23年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０７１号
東京都江戸川区船堀５丁目13―２―201
破産者　室町　康次
１　決定年月日　平成23年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０８７号
東京都世田谷区弦巻５丁目35―12―203
破産者　藤井　　稔
１　決定年月日　平成23年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１１７号
東京都八王子市石川町2963―５―101
破産者　木村　誓也
１　決定年月日　平成23年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１６３号
東京都葛飾区東金町６丁目５―23―203、開始決定時の住所東京都江戸川区中葛西３丁目23―17―101　第１アビタシオンひぐち
破産者　市村　嗣幸
１　決定年月日　平成23年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１９５号
東京都世田谷区砧６丁目31―12
破産者　今泉　依子
１　決定年月日　平成23年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２１４号
東京都墨田区八広２丁目４―16
破産者　松永　哲男
１　決定年月日　平成23年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２７８号
東京都八王子市小宮町1014―５―105
破産者　福崎　弘子
１　決定年月日　平成23年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２９７号
東京都文京区後楽２―21―６―205、住民票上の住所東京都八王子市北野町578―８―304
破産者　岐津　将正
１　決定年月日　平成23年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９３１７号
青森県十和田市西二十一番町45番18号
破産者　丸建設工業株式会社
１　決定年月日　平成23年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９３１８号
埼玉県川口市戸塚２丁目21―６―203
破産者　丸　　昌孝
１　決定年月日　平成23年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９３３６号
東京都大田区大森北４丁目24番３号
破産者　有限会社ハーベスト
１　決定年月日　平成23年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９３６５号
埼玉県草加市中央２丁目13―５―208
破産者　福島　　優
１　決定年月日　平成23年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９３９９号
東京都府中市宮西町４丁目16番地の１　フレア443・301号
破産者　有限会社ミノーム
１　決定年月日　平成23年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４００号
東京都府中市緑町２丁目29―４　サカイハイツⅡ105
破産者　野村　　護
１　決定年月日　平成23年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４６１号
神奈川県横浜市鶴見区生麦３丁目16番31―304号
破産者　有限会社鶴建工
１　決定年月日　平成23年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４６２号
神奈川県横浜市鶴見区馬場３丁目９―25―202
破産者　篠崎　茂博
１　決定年月日　平成23年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４６３号
神奈川県横浜市鶴見区馬場３丁目９―25―202
破産者　篠崎　真弓
１　決定年月日　平成23年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９５５３号
東京都練馬区春日町２丁目19番11号
破産者　船林建装株式会社
１　決定年月日　平成23年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９５６３号
東京都渋谷区千駄ケ谷３丁目８番６号　千駄ヶ谷アドレス101
破産者　株式会社アレッサインターナショナル
１　決定年月日　平成23年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部